

公益通報者保護法改正の必要性

弁護士 長谷川 彰

- 1 学校法人「加計学園」の獣医学部新設計画を巡り、文部科学省の職員が行った文書の存在についての内部告発に対し、文部科学副大臣がその職員を国家公務員法違反として処分する可能性を示した。これは、現行の公益通報者保護法が通報対象事実とする範囲に、今回の告発された内容が含まれないという見解を前提としていると考えられる。
- 2 公益通報者保護法は、リコール隠しや食品表示偽装事件などが発生したことを受け、2004年に成立し、2006年から施行されている法律であるが、当初より適用対象範囲が限定的であるとか、保護の要件が厳しすぎるなどの課題を持った法律であった。このため、同法附則第2条には「政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と定められたのであるが、施行から5年経過しても政府の動きはなく、ようやく2015年6月から消費者庁が「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」を設けて検討を開始し、2016年12月に最終報告書が公表された。同報告書は、制度の実効性を向上するための法改正に向けた具体的な検討をさらに進めるべきとは述べているが、そのような検討をいつまでに終えて、法改正にいつ踏み出すかを具体的に示していない点は極めて不十分である。
しかし、報告書の示した改正の方向性については、概ね賛成できる内容であり、本稿では、この報告書を踏まえて、改正すべきポイントを指摘することとする。
- 3 現行法の基本構造は、公益通報を行った人が、その人が所属する行政官庁や企業から解雇などの不利益を受けた場合に、その不利益措置を無効として公益通報者の保護を図り、不利益措置を恐れずに公益通報できるようにするものである。しかし、法律が保護要件とする通報経路は複雑で厳しく、通報対象事実は厳格であるなど、公益通報者保護が実効的

でないことは上記報告書も前提とするところである。

そこで、改正すべきポイントの1つ目は「通報対象事実の範囲」である。

現行法は、通報対象事実を刑事罰の担保のある法律に違反する事実限定している。もちろん、犯罪行為であれば、それを通報することは公益性があることは明らかであるが、犯罪行為でなくても、公益性の維持・回復の見地から是正すべき行為はあるし、個別法の立法及び法改正により刑事罰規定が整備される前の段階でも公益性の維持・回復のために是正すべき行為は生じ得る。そこで、少なくとも行政・民事法上における明確な法律違反行為であれば通報対象事実とすべきである。

- 4 ポイントの2つ目は「不利益な取り扱いに対する刑事罰の新設」である。

公益通報者は自らの利益のためではなく、社会・公共のために通報を行うものであり、通報を行ったことにより勤務先から不利益な取り扱いを受けることを恐れて沈黙してしまうことがないように、不利益な取り扱いをさせない方策が必要であり、不利益な取り扱いをした場合には、その勤務先に刑事罰を科す制度を新設すべきである。

- 5 ポイントの3つ目は「外部通報の要件の緩和」である。

現行法は、外部への通報の要件を厳しく規定し、原則を事業者内部への通報とする制度設計となっている。しかし、近年明るみに出た三菱自動車の燃費偽装や東芝の不適切会計、化学及血清療法研究所の血液製剤不正など大企業での不祥事が長年継続していることが発覚するなど、企業内部の通報窓口が機能しないことが明らかとなっている。

そこで、まず、監督権限を有する行政機関への通報については、現行法が、「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合」と規定している要件を勤務先に通報する場合の要件と同様に「通報事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合」とすべきである。

次に、マスコミなど行政機関以外の外部への通報の要件も緩和すべきである。たとえば、行政機関に通報したにもかかわらず、一定期間行政機関が対応をしない場合なども外部通報を可能とすべきである。

6 ポイントの4つ目は「内部資料持ち出しにかかる責任の減免」である。

公益通報は、何らかの資料がなければ調査すら開始できないことが多いし、通報先も裏付け資料もなく通報しても取り合ってくれないことが現実である。しかし、資料持ち出しの責任を問われるリスクを常に通報者に負担させているのは、通報者は萎縮してしまい、社会にとって真に有益な通報はなされなくなってしまう。そこで、内部資料持ち出しについては、公益通報の要件を満たす限り、責任を減免することを原則とすべきである。

7 このほかにも、①通報者がどの行政機関に通報してよいか迷うことなく通報できるように、行政の通報窓口を消費者庁に一元化する、②通報者の範囲を退職者、役員等及び取引先事業者に拡大する、③通報したことと不利益な取り扱いがなされたこととの因果関係の立証責任を緩和する、④通報先に通報者個人を特定する情報を漏洩させないために守秘義務を課す、などの制度を盛り込んだ法改正を早急に実現すべきである。